

# 青森県報

第三千四百六十五号

平成二十三年  
十一月十六日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………	(健康福祉課)	一
生活保護法による医療機関の指定……………	(同)	一
右 同……………	(同)	二
生活保護法による指定医療機関の所在地及び事業所の所在地変更の届出……………	(同)	二
生活保護法による施術者の指定……………	(同)	二
障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………	(障害福祉課)	二
道路の区域の変更……………	(道路課)	三
道路の供用の開始……………	(同)	三
都市計画事業計画の変更認可……………	(都市計画課)	三
争議行為の通知の公表……………	(労政・能力開発発課)	四

## 告

## 示

青森県告示第八百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に

より告示する。

平成二十三年十一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
三上医院	むつ市柳町一丁目八の二二	平成二五・八・三
夏堀デンタルクリニック福地診療所	三戸郡南部町大字苦米地字町中二二	一九・二・三
あずまデンタルクリニック	平川市柏木町東田三三三の八	三・九・〇
橋本歯科医院	上北郡横浜町字寺下二二の二	三・二・三
橋本耳鼻科クリニック	八戸市湊高台五丁目二〇の二八	三・二・三
弘前眼科医院	弘前市大字鍛冶町一九	三・二・三
清藤歯科診療所	五所川原市旭町一一	〃
谷地薬品	八戸市大字河原木字神才二二の二	三・二・七
サカ工薬局弥生	五所川原市弥生町一五の八	三・二・三

青森県告示第八百六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年十一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
医療法人章士会三上医院	むつ市柳町一丁目八の二二	平成二五・八・一
医療法人夏堀デンタルクリニック福地診療所	三戸郡南部町大字苦米地字町中二二	二〇・一・一
あずまデンタルクリニック	平川市柏木町東田三三三の八	三・一〇・一
あこつ歯科医院階上歯科診療所	三戸郡階上町大字道仏字神山一〇の二一五	三・一〇・三

橋本歯科医院 橋本耳鼻科クリニック 谷地薬局 サカ工業局弥生 クオール薬局弘前店	上北郡横浜町字寺下二二の一 八戸市湊高台五丁目二〇の一八 八戸市大字河原木字神才二二の二 五所川原市字弥生町一八の三 弘前市大字五所字野沢三九の二五	三三・一 三三・九一 三三・八八 三三・九一 三三・一〇・一
--	--	--

青森県告示第八百六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年十一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

事 業 者 名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
株式会社スライヴ	黒石市大字黒石字十三森一八四の二九	訪問看護すずらん	黒石市大字黒石字十三森一八四の二九	平成三三・三・一
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九	ニチイケアセンター訪問看護ステーション	八戸市根城三丁目四の二七	三三・九・二〇

青森県告示第八百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から所在地及び事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年十一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分		変 更 年 月 日
		名 称	所 在 地	
株式会社スライヴ	黒石市大字黒石字十三森一八四の二九	主たる事務所の所在地	黒石市大字黒石字十三森一八四の二九	平成三三・一〇・一五
黒石市大字境松字村井一五の一	訪問看護すずらん	名 称	黒石市大字境松字村井一五の一	
黒石市大字境松字村井一五の一	黒石市大字境松字村井一五の一	所 在 地	黒石市大字境松字村井一五の一	

青森県告示第八百六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年十一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	住 所	施術所の名称	施術所の所在地	指 定 年 月 日
新井田忠治	三戸郡田子町大字田子字天神堂向一三三	新井田整骨院	三戸郡田子町大字田子字天神堂向一三三	平成三三・七・一

青森県告示第八百六十六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成二十三年十一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	サカ工業局鍛冶町 アイン薬局三沢店	所 在 地	弘前市大字鍛冶町一六の二 三沢市大字三沢字堀口一六四の二八九	指定 年月日	平成三〇・三 "
-----	----------------------	-------	-----------------------------------	-----------	-------------

青森県告示第八百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間	変更の 前後別		敷地の 幅員	敷地の 延長	備考
				前	後			
1	県 道	八戸階上線	八戸市大字鮫町字遥望石二四の二から 八戸市大字鮫町字遥望石二四の二まで	六・四〇メートルから 六・六四メートルまで	六・八一メートルから 六・八四メートルまで	二九・五六メートル	二九・五六メートル	

青森県告示第八百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり  
道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十三年十一月十五日まで青森県土整  
備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

路 線 名	八戸市大字鮫町字遥望石二四の二から 八戸市大字鮫町字遥望石二四の二まで	供用開始の 区 間	平成三〇・二・一六
-------	--	--------------	-----------

青森県告示第八百六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、板柳都市

道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十三年十二月十五日まで青森県土整  
備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

計画下水道事業の事業計画の変更を平成二十三年十一月四日認可したので、同条第二  
項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。  
平成二十三年十一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 施行者の名称  
板柳町
- 二 都市計画事業の種類  
板柳都市計画下水道事業（板柳町公共下水道）
- 三 事業施行期間  
平成二十一年十一月一日から平成三十年三月三十一日まで
- 四 事業地
  - 1 収用の部分  
なし
  - 2 使用の部分  
都市計画事業計画の変更認可（平成二十年五月二十六日青森県告示第四百六十

二号)の事業地に、北津軽郡板柳町大字深味字西田、大字深味字村元、大字深味字東西田、大字深味字西岸田、大字深味字東岸田、大字深味字深宮、大字深味字岡部、大字長野字北村元の各一部並びに大字長野字南村元、大字横沢字宮元の各一部を加え、大字長野字西田、大字長野字福岡、大字横沢字東宮元、大字福野田字本泉、大字板柳字村上の各一部において事業地を変更する。

公

告

争議行為の通知の公表

青森市妙見三丁目の一〇に所在する青森県医療労働組合連合会の執行委員長山本公行から労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定に基づき、次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定により公表する。

平成二十三年十一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 争議行為の目的

医療等労働者の大幅増員、賃金と雇用の確保等

二 争議行為をなす日時

平成二十三年十一月十八日午前零時より妥結に至るまでの期間

三 争議行為をなす場所

青森保健生活協同組合の全職場又は一部、津軽保健生活協同組合の全職場又は一部

部、八戸医療生活協同組合の全職場又は一部

四 争議行為の概要

右記の場所で全体的あるいは部分的に、あるいは断続的に全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為を単独または、併用して行う。

(発行所・発行人)  
青森市長島三丁目一番一号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭